

村上市教育情報センターの利用について（必ずお読み下さい）

- ◆開館時間 午前9時から午後10時まで
- ◆休館日 12月29日から1月3日及び館内整理期間（年間1週間以内）

1 貸出施設について

施設名	定員	座席数等	備考
視聴覚ホール（1階）	202人	固定席202席（他に車イス3台可能）	
多目的研修ルーム（2階）	42人	机 21台（幅160cm）・椅子42脚	
会議室A（2階）	16人	机 8台（幅180cm）・椅子16脚	会議室は2室をつなげて使用可能
会議室B（2階）	30人	机 10台（幅180cm）・椅子30脚	

※視聴覚ホールは、定員を超えて使用することは法律により禁じられています。

※会議室及び多目的研修ルームは、テーブルの予備はありません。

2 施設の使用料について

区 分		9:00 ～12:00	13:00 ～17:00	17:00 ～22:00	9:00 ～17:00	13:00 ～22:00	9:00 ～22:00
視聴覚ホール		10,200円	10,200円	15,300円	20,400円	25,500円	30,600円
多目的研修ルーム		5,100円	5,100円	8,200円	10,200円	13,300円	18,400円
会議室	1 室	3,100円	3,100円	5,100円	6,200円	8,200円	11,300円
	2 室	6,200円	6,200円	10,200円	12,400円	16,400円	22,600円

*入場料等を徴収し、又は有償の会員券等を発行し使用する場合は定額使用料の2倍となります。

*村上市、関川村、栗島浦村以外の方が使用する場合は定額使用料の2倍となります。

*施設を使用する時間が、上記の表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行いません。

3 施設の使用申し込みについて

- ①施設を使用する際は、電話等で仮予約（使用する日の6か月前から可能）をし、使用する5日前までに申請書類を提出し、審査を受けてください。審査後、許可書を送付します。
- ②1回の使用につき複数日を仮予約する場合は、仮予約した日から1週間以内に必ず連絡してください。連絡がない場合はキャンセルとします。
- ③施設の仮予約、使用申込み受付は、土・日及び祝日を除く、平日午前9時から午後5時までです。
- ④使用時間は、準備・後片付けの時間を含めて申請してください。夜間の会場使用については後片付けを含めて閉館時間（22:00）までに会場使用を終え、退出してください。
- ⑤講演会講師等の書籍の販売については、事前にお申し出ください。
- ⑥会場使用に係る使用料は、原則有料です。使用料の減免を申請する場合は、申請書の減免申請欄に理由を付して減免の審査を受けてください。
- ⑦音響設備やビデオプロジェクター類を使用する際は、必ず事前に操作確認を行ってください。
- ⑧駐車スペースは施設内の図書館来館者等も使用しますので、あらかじめご了承ください。また、近隣施設等の駐車場の軒旋は行っていないので併せてご了承ください。
- ⑨敷地内及び施設内は禁煙です。

4 施設使用の注意事項

〔使用日以前〕

- ①機器の使用、操作は使用する団体が行うことにしておりますので、使用する日までに施設・設備の使用方法（パソコンを使用する場合など）について、必ず説明を受けてください。
- ②使用料は、納入通知書で指定された期日までに、指定された金融機関に納入してください。（既納の使用料は原則として返還いたしません。）
- ③施設の使用に際して、会議室を保育ルームとして使用することもできますが、乳幼児の人数に応じて専任の保育士等を配置してください。
- ④使用許可を受けた事項の一部変更、取り消しをしようとする場合は、使用変更、取消届書を提出してください。

〔使用日〕

- ①視聴覚ホール（視聴覚ホール隣の控え室を除く）、多目的研修ルームでの飲食はできません。会議室A・Bは飲食はできますが、お茶・弁当程度とします。
- ②ゴミについては、使用団体において責任を持って始末してください。
- ③湯茶道具（急須、茶碗、ポット）は、視聴覚ホール裏の代行員室と2階会議室A隣の給湯室にあります。
お茶、おしぼり等は各自ご準備ください。
- ④施設設備及び器具を破損又は亡失した場合は、損害額を弁償していただきます。
- ⑤使用後は、速やかに原状に復し、使用報告書を提出し、係員の確認を受けてください。
- ⑥電話の取り次ぎは、行いません。

〔その他〕

- ①使用許可権を第三者に譲渡したり、転貸することはできません。

以上の注意事項等をお守りいただけない場合、貸し出しをお断りする場合があります。

5 使用制限

当センターは、社会教育法第23条の規定に準じて、以下の目的で施設を使用することは出来ません。

- ①もっぱら営利を目的とした催し物（物品販売、見本市等）を行うとき。
- ②特定の利害に関する政治的、または宗教団体及び宗教活動に使用するとき。
- ③施設や機材等を破損する恐れのあるとき。

6 情報センター看板作成サービスについて

- ①当センターでは、視聴覚ホール等を使用する際の看板作成サービスを行っています。
- ②情報センター使用許可申請の際に申込みください。（直前の申し出は受付できません）
- ③紙は普通紙で、色はカラーとモノクロ（黒色）の2種類です。
- ④作成できる看板の種類と料金は以下のとおりです。

種 類	サイズ（縦×横）	料金（カラー）	料金（モノクロ）
視聴覚ホール横看板	60cm×700cm	2,600円	1,300円
視聴覚ホール縦看板	300cm×80cm	1,400円	700円
視聴覚ホールステージ上看板	150cm×45cm	800円	400円
正面玄関縦看板	200cm×80cm	1,200円	600円

※視聴覚ホールステージ上看板について、サイズ以下となった場合も料金は同料金とする。

村上市教育情報センター
〒958-0854 新潟県村上市田端町4番25号
TEL (0254) 53-7511 FAX (0254) 52-4133